

燕市農業委員会だより

農業者年金特集号



耕作放棄地解消対策「ひまわり作戦」(分水横田地内)

「備えあれば憂い無し」ということわざがあるように、老後の備えが必要だと思います。年金加入者の声を聞いてみると、「老後の足しになれば」という人や「貯金と考えている」人など年金の重要性を感じました。老後の生活を考えるうえで、もう一つの年金としての農業者年金は、将来受け取れる年金額が保険料と運用益により事後的に決まる確定拠出型年金のため少子高齢化社会でも安心です。さらには、保険料を月額2万円から6万7千円の間で自由に決められ、若い年齢で加入すれば保険料の補助制度も受けられることなどから、老後の生活設計に大変役立ちます。また、税制面でも全額、社会保険料控除が受けられます。働けるうちに資産を残し、老後の趣味や楽しみにつなげることができます。これらの課題として、農業者年金制度をよく知つてもらい、より多くの人に加入してもらう活動の推進が求められていると思っています。

加入の「相談は、身近な農業委員
またはJAにお願いします

「農業者年金」 加入推進について

燕市農業委員 渡邊 美代子
(農業者年金加入推進部長)

令和元年9月／燕市農業委員会編集・発行
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

電話 0256-77-8251 (直通)
FAX 0256-77-8306

ホームページアドレス
<http://www.city.tsubame.niigata.jp>

新人農業委員の一言

燕市農業委員
佐藤 信一 (大曲)



この度燕市農業委員に就任しました佐藤です。住まいは大曲、周辺地域を担当させて頂いております。就任より1年近く経過しましたが、最近の移住者なので地理、皆さんのお顔を覚えるのに腐心しておるとともにご迷惑をおかけしております。十日町市より転入して参りました。まだ畑、旧宅もあり若干留守にすることもありますが、お許し下さい。十日町市の棚田では本年の天候により、ため池の水もなくなり、小河川にはポンプアップする水量もあやぶまれる事態となっています。

燕市の農業の環境が優れているのには驚きました。みなみ流れる用水、大区画の水田と農業環境はそろっています。現在は手作業の農業を希望し移住される方もいらっしゃいますが、経営面積は限られるためやはり現在の耕地を維持するという観点から大規模化は当然必要かと思います。

本市の農地は恵まれていますので「米」が一番かなだと思います。これを補完するものとして園芸農業、有機農業が存在するものと思います。

これからの農業の大敵は高齢化もさることながら最近頻繁になった「異常気象」があります。条件のそろっている当地はこれにも負けずに生き残れる地域だと思います。

そして今話題の老後資金、国民年金を補完する「農業者年金」にも加入をおすすめします。

加工用玉ねぎ栽培のおすすめ

燕市農業委員 金山 吉夫

農家の高齢化に伴う耕作放棄地が増加傾向にあります。特に畑地は水稻と比べて野菜栽培は手間がかかり耕作放棄地が発生しやすい状態にあります。

私の住んでいる八王寺においても、農業委員である私への耕作依頼が多くあり、何とかしなければと考えJAがすすめる「加工用たまねぎ」栽培を思い立ちました。野菜の栽培は、植え付けや収穫は人力で行い水稻栽培に比べて機械化が進んでいませんが、私の栽培している加工用玉ねぎはJAとの契約栽培なので、植え付けと収穫は専用機械で行い、育苗もJAの施設で行うことができます。

以上のことから耕作面積を増やすことができ、耕作放棄地対策として有効であると思います。

平成22年から栽培を始めて面積は約25aで、収穫量は気候状態にもよりますが10a当たり3tから5tを確保できます。また、水田にも排水対策等を行うことで栽培できるので、水田の耕作放棄地対策としても有効です。



編集後記

昨年に続き「年金特集号」を発行しました。

今、社会的に大きな問題となっている老後2,000万円問題に対して「農業者年金」も大きな支えとなりますので、多くの方からの加入をお願いいたします。

また、農業委員会活動からのお知らせとして、「加工用たまねぎ」栽培の事例と新人農業委員からの一言やその他お知らせを掲載しました。

これからも目に見える農業委員会を目指し、「農業委員会だより」などを通じて皆様に活動内容を紹介して参ります。

広報委員長 金山 吉夫

広報委員 原田 國太郎／長谷川 治仁
廣野 和夫／山浦 博
澤口 義明

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を活かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

発行日：毎週金曜日（月4回）

購読料：月額700円（送料・税込）

申込先 農業委員会事務局／電話 0256-77-8251
(毎月15日までの申込で、翌月から送付いたします。)

農業者年金加入者の声



GAPに取り組みます

＜農業を始めたきっかけは＞

就農して9年目になり、2年前に父から経営移譲を受け農業者年金に加入しました。積立方式の終身年金ですので安心して生活設計が立てられると思いました。就農前は、10年程、IT関係の仕事をしていました。



燕市の吉田本町という地域で、父と母の家族3人で水稻ときゅうりを主に栽培しています。

吉田本町という地域は、きゅうり栽培が盛んで、本町を菜出荷組合に所属し、「もとまちきゅうり」としてブランド化を進めています。様々な方から応援して頂き、燕市の特産物として知られるようになってきました。

お米は、コシヒカリ、新之助、こがねもちを個人販売しています。我が家は屋号である「傳次右衛門」を農場名として、今年7月にJGAP農場として認証を受けることができました。

＜苦労したことは＞

JGAPを取得した今年は、日頃の農作業とは別にJGAP作業の時間を作る必要があったので本当に大変でした。昨年の夏よりJGAPの勉強を始め、準備に1年程かかってしまいました。GAP指導員等、ご支援頂いた方には本当に感謝しています。

＜今後の目標は＞

水稻を増やし、お米の販売により力を入れて行きたいと考えています。作業中には事故がないよう安全な農場であり、安心な農産物を作る農場としてGAPの取組を継続していきたいと思います。



吉田本町 池田 学哲

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。



つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります

農業がんばってます

私は専業農家で水稻10ha、その他春、秋作業を受託しています。近年は圃場整備により圃場が大区画化していますので作業効率が上がってきました。

また、水稻の他に大豆や平成元年からカリフラワーなどの露地野菜、平成5年からチューリップを栽培出荷し水稻だけではなく、園芸を含めた複合経営を行っています。

普段は私だけで農作業をしていますが、農繁期は家族からも手伝ってもらっています。これから健康に気をつけ農業をしていこうと思います。そのためには、老後の年金は家族ひとりひとりが準備しなけ



ればならないと思い、農業者年金の旧制度から新制度へ移行した時に加入しました。保険料の全額が社会保険料控除の対象にもなりますので税制面で優遇されることもメリットとなっています。受給する頃には農業者年金に加入していて良かったと感じます。



米納津 長谷川 治仁

まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

詳しくは…

農業者年金基金 <http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

